

第2回笠間市補助金等検討委員会議録（要旨）

開催日時：平成18年12月13日（水）

午後6時

開催場所：笠間市役所 2階 中会議室

出席委員：野村委員長、岡村委員、後藤委員、鈴木委員、橋本委員、俞委員

事務局：大和田俊郎（財政課長）、櫻井史晃（財政課長補佐）、中村公彦（財政G長）
木村成治（係長）、綱川廣道（係長）、川又英生（主幹）
石川助役、畠岡洋（総務部長），

・・・・・次 第・・・・・

1. 開会

4. 議事

- (1) 既存補助金の検討について
- (2) 交付基準の検討について

○会議に先立ち前回の議事録の承認

〈委員長〉

次第に従い委員会を始める。

「既存補助金の検討について」と「交付基準の検討について」について、事務局に説明を求める。

〈事務局〉

今回検討する補助金については、事務局で7種類の分類により区別した補助金のそれぞれの問題点の抽出を行い、総論的な問題と個々の分類した補助金の問題、それを解決する方針について議論していただきたい。

〈委員長〉

分類された補助金の検討を加えて、方針を導き出すということだが、良いか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

最初の補助金の説明を求める。

〈事務局〉

事業費補助金について説明

〈委員長〉

いかがか。

補助金制度について質疑応答あり。

〈委員発言のまとめ〉

- ・補助金の支出について、公平性が確保されているかが問題である。
- ・市の政策的な事業の補助であれば、総合計画に合致した政策の中で、実施計画を推進するための補助金であることが大事ではないか。
- ・補助制度の存在が事業推進の妨げになることがないようにするべきである。
- ・事業者の自立を阻害する補助制度では意味がない。
- ・時代背景として、補助制度の存続が市民に納得してもらえる制度なのか。
- ・事業費補助金は、一般的に補助率は2分の1以下のはずではないか。補助金の上乗せは好ましくない。
- ・公益性という言葉は、抽象的であり、目的としてはもっと具体的な事業の目的が必要ではないか。公益性の認識を具体的に表現すべきである。
- ・補助金の効果によって、事業目的が十分に達成できたかどうかを検証する必要がある。
- ・補助制度を作る時には、目的が明確になっている事が重要である。目的が明確でないと、運用面で効果を十分に発揮されないことになる。
- ・市民全体のなかで、目的補助はどのような関わりがあるのかの説明責任は、補助を交付している市にある。よって補助制度の公開性が必要である。
- ・国県の制度に上乗せをするということは、市の目的が国県と同じなのか。政策として国県の政策と一致したものであるのかを議論すべきである。
- ・効果を十分に検証すべきである。

〈委員長〉

続いて団体補助（市施策補完型）の説明を求める。

〈事務局〉

団体補助（市施策補完型）の説明。

〈委員発言のまとめ〉

- ・事業を補完するための団体の設置が真に必要なのか？行政運営としての判断が必要である。
- ・事業推進に適切なものなのかの判断が必要である。
- ・自主活動を阻害することにならないか判断すべき。
- ・行政は従前のものの存続しか考えていないのではないか。
- ・ボランティアやNPOが実施できるものを、市が介入する意味があるのかの判断が必要である。
- ・適正なものの判断に、国県が推進する事業で国県が補助を行っているから、市が補助金を支出することが適正なものであると言う判断は適当なのか。
- ・補助金は本来申請主義であるが、何年かの経過があった場合には見直すなり、交付を止めて改めて、申請し直す方法が必要ではないか。
- ・新たな制度を作るべきではないか。

〈委員長〉

団体補助（団体育成型）の説明を求める。

〈事務局〉

団体補助（団体育成型）の説明。

〈委員発言のまとめ〉

- ・市の目的とする補助金が団体の活動内容にどのように使用されているのかを見極る必要

がある。

- ・団体の自立のためであれば、その団体が新たな事業を行うたびに補助を行っているのでは、自立は何時までたってもできないので、期限を設けて補助を行うべきである。
- ・サンセット方式の導入と必要性の検討は常に（毎年）必要である。
- ・事業計画の作成を義務づけし、自立を目的に補助するのであれば、団体が自立できる期間を定めるべきである。
- ・補助を続けることは、自立を阻害することになる。
- ・団体の自立が早期にできるようにするため、行政は調整役なり指導者、指南役的な人材を準備していることが必要なのではないか。・・システムとして機能しないと、この補助金は有効に活用できないのではないか。

〈委員長〉

公共的な事業費補助金の説明を求める。

〈事務局〉

公共的な事業費補助金の説明

〈委員発言のまとめ〉

- ・行政が補助により行う事業であるのか、そもそも行政が行うべきものかの検討は必要である。
- ・今行っている事業が更に効果的に行える制度なり仕組みを構築できる可能性がないのかの検証は常に行うべきである。
- ・公共的な事業とはいえ、廃止も視野にいれて検討すべきである。

〈委員長〉

建設的事業費補助金の説明を求める。

〈事務局〉

建設的事業費補助金の説明

〈委員発言のまとめ〉

- ・補助経費の制限が必要である。
- ・個別審査の厳格化により運用する事が必要である。
- ・施設の運用実績も補助する場合の基準として必要なのではないか。

〈委員長〉

サービス格差是正補助金の説明を求める。

〈事務局〉

サービス格差是正補助金の説明

〈委員発言のまとめ〉

- ・金銭給付が多いが、違うサービスを提供することによって格差が是正されるのではあるべく、金銭給付を実施しなくとも良いのではないか。
- ・過度のサービスにならないようにするべきである。
- ・適切な受益者負担も考えるべきではないか。

〈委員長〉

利子補給の説明を求める。

〈事務局〉

利子補給の説明

〈委員発言のまとめ〉

- ・審査基準により適切に行うことが必要。
- ・公益性に適合しているのかの判断は、補助金制度にかかわらず制度制定の際に検討すべきである。

〈委員長〉

補助金の問題点について意見をいただいた。これを判断基準にする整理は、事務局にまとめてもらうことにして、次回はまとめたものの整理を行うことによいか。

〈事務局〉

7種類に分類した補助金の検討をいただいたので、方針としての整理をして皆さんに示したい。次回はそのまとめた物の検討をして、中間答申の作成としたい。資料は次の開催前に委員の皆様の手元にお届けする。

〈委員長〉

交付基準の整理につきましては、事務局に任せると、旧笠間市で作成された「提言」が参考となるのではないかと考える。また、内容は構造的に見やすい物にして欲しい。

表現の中には、今までの発言の中から、市の総合計画の実施を補完するものに補助金を交付するのだということや補助期間や補助率の最高限度の問題がある。

審査にあたっては、目的を達成しているのか、行政が支援すべき事業なのか、効果が市民に及んでいるのか、使途が適切に使われているのかどうか、事業を続ける効果があるのかどうか、交付開始時と比較して、需要が増加しているのか、というようなことを、整理してもらいたい。

委員の意見を求める。

〈委員〉

補助内容を見ると類似するものが非常に多いように見える。申請があつてから判断することからと思うが、同じような補助金がいくつもあるので、それを整理しなければならない。

評価表の作成にあたっては、市の総合計画に合致しているかどうかで、補助金が適切かどうかを判断する基準をいれる必要があるのではないか。

類似している補助金は整理統合するという方向にもって行く事が必要であろうと思う。

もう一つは、客観的に公共性の有無が導き出せるような評価表にするのが良いのではないか。例えば、社会的な需要度という項目を判断の要素に加えてみてはどうか。

〈委員長〉

他の意見は。

〈委員〉

意見なし。

〈委員長〉

方針等についてのまとめ方は、以上のような方向で進めて欲しい。

次に「補助金等の見直し基本方針」にある「新たな市民協働型の自治構築により、広く市民の利益に役立つ活動を支援する仕組み」と表されているが、どのようなことを予想しているのか。

〈事務局〉

公募型補助金制度の導入についての説明、基本方針の原案に入れて、委員会で検討して欲しい旨説明

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

他に意見等あるか。

〈委員〉

次回の委員会はいつ開催するのか

〈事務局〉

次回は1月31日の水曜日同じ時間で開催したい。

また、今後の日程調整では、月末の最終水曜日にした。

〈委員長〉

よろしいか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

他になければ、今日の議事は終了とする。

〈事務局〉

委員会を閉会する。

(解散：午後8時25分)